

六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー予約アプリ導入業務委託

仕様書

1. 業務目的

本業務は、「六ヶ所村地域公共交通計画」に基づき、村の広域移動の重要拠点である七戸十和田駅間と村内を結ぶ乗合タクシーにおいて、現在は電話受付に限定されている、利用者からの予約受付・運行事業者への配車指示・運行記録業務に対し、kintone を活用したローコード開発によるアプリ（以下、予約アプリ）の開発・導入によりデジタル化し、利用者利便性の拡充及び将来的なデータ利活用による持続可能な運行体制の構築を図ることを目的とする。

2. 業務期間

契約発行の日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 「六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー運行業務」の概要

別添「六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー運行業務委託仕様書」及び「六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー運行事業者予約センター運営業務委託仕様書」参照

4. 業務内容

(1) 業務 DX ツールの提供

六ヶ所村・七戸十和田駅間乗合タクシー予約アプリを提供する。

なお、ライセンスの提供は本業務に含まないものとする。利用ライセンスは下記表のとおり。

利用ライセンス一覧

項番	名称	提供元
1	kintone スタンダードコース	サイボウズ株式会社
2	FormBridge プレミアムコース	トヨクモ株式会社
3	kViewer プレミアムコース	トヨクモ株式会社

(2) 予約アプリの導入時における動作テスト（機能・性能の検証）及びリリース調整（環境・運用の準備）期間の目安：契約締結の日の翌日～令和8年10月末
対面による操作習熟を目的とした研修会を含む。

(3) 運用時における伴走支援

本アプリ導入後、職員及び予約センター、運行事業者向けに操作方法の習熟及び問合せ等のヒアリングを行い以下により支援を行う。

訪問支援（月1回以上）、遠隔支援（随時、月4回程度）を行う。

（運用前）期間の目安：契約締結の日の翌日～令和8年10月末

- ・対応方法：対面、メール等
- ・受付時間：平日9時から17時
- ・対応時間：平日11時から16時
- ・現地訪問の対応回数：月1回以上
- ・遠隔支援の対応回数：随時、月4回程度

（運用後）期間の目安：令和8年11月～令和9年3月31日

- ・対応方法：対面、メール等

- ・受付時間：平日 9時から 17時
- ・対応時間：平日 11時から 16時
- ・現地訪問の対応回数：月 1 回程度
- ・遠隔支援の対応回数：随時、月 4 回程度

5. 開発するアプリ及びサービス要件について

以下のサービス要件を満たすために 2つの業務で 5つの機能を開発・提供する。

【開発・提供する機能】

(1) 受付センター業務関連

- ①予約受付
- ②予約確認
- ③データベース

(2) 乗車アンケート関連

- ④乗車アンケート
- ⑤データベース

【サービス要件】

(1) 受付センター業務

- ・Web フォームからの予約（新規申込・変更・取り消し） [①]
- ・Web ビューワ（マイページ機能）による予約の確認 [②]
- ・予約情報の受付管理、運行事業者への受付情報共有 [③]
- ・従来通り電話での予約受付も可能とするため、予約受付センターでデータベースに直接アクセスし、手入力で予約受付 [③]
- ・運行事業者による対応可否 [③]
- ・運行事業者による乗車履歴登録 [③]
- ・運行実績管理、集計 [③]

(2) 乗車アンケート

- ・Web フォームによる乗客対象のアンケート [④]
- ・上記で収集したデータの集計 [⑤]

6. 契約及び支払方法

六ヶ所村財務規則による

7. 成果品

受託者は、以下の（1）及び（2）を成果品として納品すること。なお、本業務により作成した成果品（デザイン等含む。）に係る著作権等の一切の権利は六ヶ所村に帰属する。

- (1) 予約アプリ
- (2) 作業完了報告書
- (3) その他、本業務による成果物であって村が指定するもの。

8. 実施責任者及び実施体制

(1) 発注者側実施責任者及び実施体制

監督責任者：政策推進課 課長 葛西 尚人

実施担当者：政策推進課 主幹 高村 綾香

(2) 受注者側主任担当者及び実施体制

受注者は、円滑に業務を統括するため主任担当者を定め、その氏名、所属、権限等を書面により届け出ること。なお、主任担当者を変更する場合も同様とする。

9. 提出書類

受注者は、次の書類を指定期日までに提出すること。

No.	提出書類	部数	提出期日
1	主任担当者通知書 (および経歴書)	1部	事業着手時
2	着手届	1部	事業着手時
3	業務計画書	1部	事業着手時
4	完了届	1部	業務完了時
5	成果品	「7. 成果品」のとおり	別途指示
6	請求書	1部	検収後

10. 検収条件

受注者の実施した業務及び成果品について、本仕様書に定めたとおり実施されたと監督責任者が認めたことをもって、検収とする。

11. その他

(1) 適用範囲

本仕様書は、委託者六ヶ所村と受託者との間における六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー予約アプリ導入業務委託に適用するものとする。

(2) 動作環境および免責事項

動作環境についてはインターネット環境を想定。

利用ライセンス提供元の仕様変更や提供終了に伴う影響は保証対象外とする。

(3) 法令等の遵守

本業務は、本仕様書による他、六ヶ所村情報セキュリティポリシー及び関係法令等に準拠して行うものとする。

(4) 費用の負担

本業務に伴い必要となる経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(5) 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義について、委託者と受託者が協議し、委託者の指示に従い、業務を履行するものとする。

(6) 現地立入

本業務の遂行のため、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者の了解を

得て紛争の起こらないように留意しなければならない。

(7) 秘密保持

受託者は、本業務の履行上知り得た秘密は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

また、受託者は、本業務の履行上得られた記録及び成果品等を委託者の許可なく第三者に貸与・閲覧・複写又は譲渡してはならない。

(8) 瑕疵担保

本業務の完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が明らかになった場合は、修正その他必要な処理を、委託者の指示に従い受託者の負担で検収後6か月以内に行うものとする。

職員による操作や設定変更に起因する項目の改変やデータ消失については、責任範囲外とする。

(9) 損害賠償

受託者、本業務の履行中に生じた事故及び第三者に与えた事故・損害に対して一切の責任を負うものとし、万が一発生した場合は委託者に対し、その内容を速やかに報告し委託者の指示に従うものとする。